

概要	審査請求に関する標準審理期間の設定		
例 規 名 根 拠 条 項	行政不服審査法 第16条		
例 規 番 号	平成26年法律第68号		
【根拠条文】 (標準審理期間) 第16条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁となるべき行政庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 【審査請求に関する事務】 ・ 審査請求書の受理(審査庁) ・ 弁明書の提出(処分庁) ・ 反論書の提出(審査請求人) ・ 口頭意見陳述(全ての審理関係人)※ ・ 審理員による意見の聴取、検証(審理関係人) ・ 審理員意見書の作成(審理員) ・ 行政不服審査会への諮問(審査会、審理員) ・ 裁決書の作成(審査庁)			
標準審理期間	審査請求を受理した日から起算して90日以内		
備考			
※口頭意見陳述については、審査請求人又は参加人からの申立てにより行うものです。口頭意見陳述を実施した場合は、標準審理期間が90日より長くなることが予想されます。			
設 定 年 月 日	平成 28 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日